

# PM2.5(微小粒子状物質)は 三重県が常時監視しています

環境課環境保全係 ☎251147

中国で発生した大気汚染の原因物質「PM2.5」が偏西風に乗って日本に流入し、福岡県などで環境基準(望ましいレベル)を超過しているなどの報道がされています。

PM2.5は、三重県が24時間連続で測定(市内では鳥羽高校)し、結果は三重県のホームページに掲載されています。

3月9日には西日本で比較的高い濃度が観測され、三重県でも県内19地点すべての観測局で環境基準を超過〔鳥羽市内一般観測局(鳥羽高校) 日平均 $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、最大値 $64\mu\text{g}/\text{m}^3$ 〕しましたが、九州地方で観測されたような $100\mu\text{g}/\text{m}^3$ レベルは観測されていません。

三重県では、国の示した基準値を超過する場合、注意喚起を行うこととしています。

鳥羽市では、三重県から注意喚起を行う旨の連絡があった場合は、小中学校や保育所・幼稚園などへ連絡するほか、市ホームページや鳥羽市メール配信サービス「とばメール」で周知します。



鳥羽高校に設置された観測局

なお、この注意喚起は、「今日はいつもより注意しましょう」という“お知らせ”であり、直ちに健康に影響が出るものでも、屋外活動などを制限するものでもありませんので、冷静に受け止めて、いつもよりも慎重に行動していただくことが重要です。

呼吸器系・循環器系疾患のあるかたは個人差がありますが影響を受けやすいという知見もありますので、いつもよりも体調の変化を注視してください。また、花粉症のかたはいつもよりも症状が強く出る可能性がありますので注意してください。

## 《PM2.5による大気汚染に係る注意喚起》

### 【三重県における注意喚起の基準】

- ◇判断基準値  $85\mu\text{g}/\text{m}^3$
- ◇午前7時から午後5時までの間、直前3時間の1時間値の平均値が、県内19箇所の観測局のうち1地点でも基準値を超えていれば、三重県全域を対象に注意喚起を行います。

### 【注意喚起の内容(行動の目安)】

- 外出時は、マスク(インフルエンザ用など)をするか、外出後に充分うがいをしてください。換気や窓の開閉を控えましょう。
- 呼吸器系や循環器系疾患のあるかた、子どもや高齢者などは、体調の変化に注意し、より慎重に行動してください。

三重県のPM2.5情報(三重県ホームページ内)

<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/earth/sokuhou/taiki/pm25.htm>

微小粒子状物質(PM2.5)に関する情報(環境省ホームページ内)

<http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info.html>